

## 「個人情報の共同利用」にかかる条項の追加

### 【変更内容】

JCB CARD規約・規定集に下記条文を追加します。

#### 第13条の2(個人情報の共同利用)

##### (1)共同利用

当社は、次のとおり個人情報の保護に関する法律第27条第5項第3号にもとづく個人データの共同利用を行っております。ただし、別途法令等により共同利用が禁止または制限されている場合には、その法令等に従います。

##### (2)共同利用の範囲

①当社の完全親会社である株式会社八十二銀行(以下「八十二銀行」と称します。)の有価証券報告書等に記載されている国内外の連結対象会社

②当社の完全親会社である八十二銀行の全額出損により設立された関連財団

(注)連結対象会社および関連財団についての詳細は、八十二銀行ホームページ(<https://www.82bank.co.jp/>)をご覧ください。

##### (3)利用目的

①総合金融サービスのご提供のため(ダイレクトメール等によるご提案を含みます)

②共同利用者との取引状況に応じた手数料や金利の設定、およびポイントサービス業務の適正な運営のため

③与信判断および与信後の管理等、共同利用者との継続的なお取引における管理のため

④ご本人の確認や金融商品やサービスをご利用いただくための資格等の確認のため

⑤八十二銀行グループにおけるリスク管理のため

##### (4)共同利用する個人データの項目

①氏名、住所、生年月日、電話番号(メールアドレス含む)、職業等の基本情報

②取引情報(取引種類、口座番号、取引残高、取引履歴、口座振替状況等)

③財務関連情報(収入、資産・負債内容等)

④提携商品等に係るポイントサービス等に関する情報

##### (5)個人データの管理について責任を有するものの名称

長野県長野市大字中御所218番地11

株式会社八十二カード 代表取締役社長 北澤 吉美